

一般名処方加算

当院では、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品がある場合は、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした※一般名処方をおこなうことがあります。

これにより、医薬品供給が不足した場合も、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、2024 年 10 月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者さんが※長期収載品を選択した場合は、後発医薬品との差額の一部をかかりつけ調剤薬局でご負担いただくことがあります。

※一般名処方とは

お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。

これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あれば、薬剤師と相談して先発医薬品、後発医薬品をご自身で選ぶことができます。

(例)

商品名
ロキソニン
カロナール



一般名
ロキソプロフェンNa
アセトアミノフェン

※長期収載品とは

後発医薬品が登場したあとも、長期間市場に出回っている先発医薬品のことです。